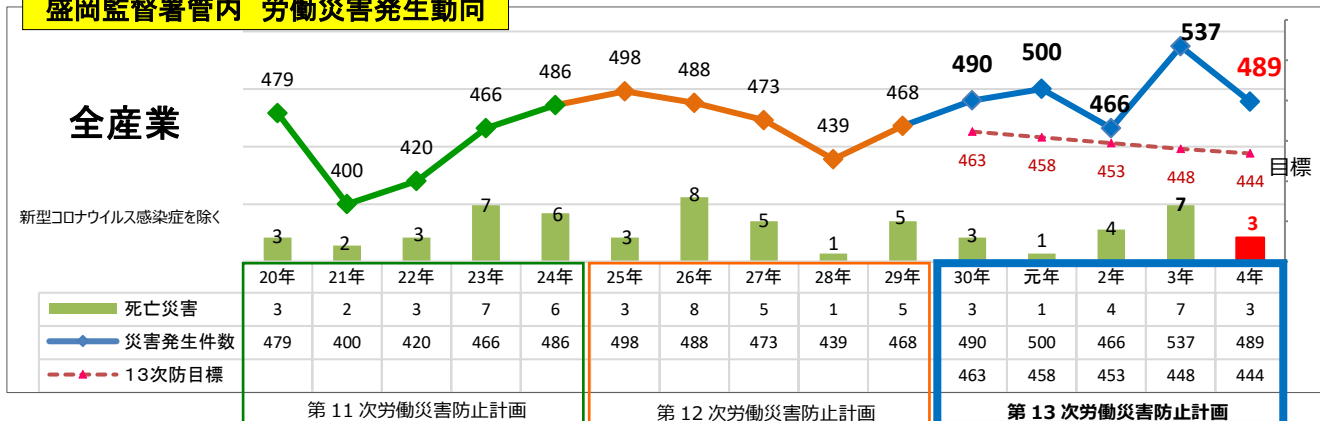


盛岡監督署管内 労働災害発生動向



第13次労働災害防止計画期間中の死亡災害発生状況(概要)				※新型コロナウイルス感染症(令和3年死亡1件)を除く	盛岡労働基準監督署
令和4年	3月	土砂崩壊	掘削溝の中で作業中、掘削溝の法面が崩壊し、土砂に埋まった。		
	11月	交通事故	高速道走行中、前方を走行していた大型トラックに追突した。		
	12月	墜落	トラック後部扉のアップーゲート修理作業中、作業台から墜落した。		
令和3年	4月	機械災害	ドラグショベルとともに斜面を転落し、ドラグショベルの下敷きになった。		
	5月	火傷	溶接作業中、作業服に火が燃え移り全身を火傷した。		
	6月	墜落	外壁塗装作業中、墜落した。		
	7月	交通事故	現場へ移動中、対向車線にはみ出し、対向のトラックと正面衝突し運転手が死亡した。		
令和2年	8月	墜落	屋根材の張替え作業中、墜落した。		
	12月	転倒	屋外通路を歩行中、足を滑らせ後頭部を強打した。		
	3月	機械災害	故障車両の下に入り修理作業中、台座から後輪が外れ、車体の下に挟まれた。		
	6月	機械災害	傾斜地に停車した高所作業車のアウトリガー格納中、高所作業車が後退し下敷きになった。		
平成31年	9月	激突され	伐倒木と地面との間に胸部を挟まれた。		
	12月	挟まれ	伐倒木が別の立木に激突した反動で跳ね上がり、伐倒作業者に激突した。		
平成30年	4月	機械災害	フォークリフトで運搬作業中、床面の段差で荷が横転し、誘導者が荷と建物の間に挟まれた。		
平成30年	2月	その他	配送先で荷下し作業中、倒れているのが発見された。		
	3月	飛来落下	土止支保工解体作業中、チェーンブロックが破断し、落下した腹起し材の下敷きになった		
	3月	機械災害	ごみ回収作業中、ごみ収集車が前進し、門柱との間に挟まれた。		

コメント 第13次労働災害防止計画 目標達成ならず、死亡災害0は7か月で途絶える。

盛岡監督署管内では、令和4年12月末速報値で、休業4日以上死傷者数が489人となり、前年同期比-2人、-0.4%（※新型コロナウイルス感染症242人を除く）と、前年同期をわずかに下回りました。一方、死亡災害は11月（交通事故）、12月（墜落）と2か月連続で発生したことから延べ3人となり、4月から7か月間継続していた死亡災害0が途絶えてしまいました。

第13次労働災害防止計画期間（平成30年～令和4年）の合計では、休業4日以上死傷者数が2,482人（12防比+116人、+5%）、死亡災害は18人（12防比-4人、-22.2%）となり、残念ながら、第13次労働災害防止計画の最終年目標を達成することが出来ませんでした。

昨年来、「転倒災害の防止」を重点課題として周知して参りましたが、夏場に転倒災害が多発したことから、令和4年12月末速報値で161件（前年同期比+13件、+8.8%）となり、減少には至らず、高齢化社会の進展とともに、今後も転倒災害の防止が重要課題となります。

引き続き、全業種で多発している転倒災害の防止対策にお取組みいただきますようお願い申し上げます。

岩手県内の労働災害発生状況は、岩手労働局ホームページ「事例・統計情報」をご覧ください。

https://jsite.mhlw.go.jp/iwate-roudoukyoku/jirei_toukei.html



転倒災害予防対策の資料はこちらをご覧ください。

盛岡労働基準監督署
転倒予防



厚生労働省
「STOP! 転倒災害」



厚生労働省
「職場のあんぜんサイト」



危険マップ
リスクアセスメント

体づくり
体感トレーニング

転倒予防
教育・研修



自動車運転者の安全確保の徹底にご協力をお願いします！

陸上貨物の荷主、配送先、元請事業者等の皆さま

自動車運転者の「安全確保の徹底」にご協力をお願いします！

陸上貨物運送事業における労働災害が高止まりしています。自動車運転者の安全確保のためには、荷主、配送先、元請事業者等の皆さまの取り組みが不可欠です。新型コロナウイルス感染症拡大により配達需要が増加している中、一人ひとりが安全に安心して働けるよう、安全対策に取り組みましょう！

厚生労働省では、自動車運転者の安全確保のため、以下のガイドラインを策定しています。具体的な実施事項等は、裏面のチェックリストで確認ください。

陸上貨物運送事業における荷役作業の安全対策ガイドライン

陸運業に従事する労働者の荷役作業での労働災害を防止するために、荷役作業場所における安全の確保等、陸運事業者、荷主、配送先、元請事業者などが取り組むべき事項を示したものです。



交通労働災害防止のためのガイドライン

交通労働災害の防止を図るための指針として、安全な走行ができない可能性が高い発注の禁止等、事業者や運転者の責務と、荷主、元請事業者等による配慮事項等を示したものです。



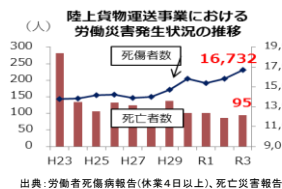
陸上貨物運送事業における労働災害の傾向

災害は増加傾向

毎年約 15,000 人が被災しています。

7割が荷役作業で発生

毎年約 10,000 件の災害が荷役作業で発生しています。



※令和2年の死傷者数 15,815 人のうち、無作為に 1,000 件を抽出し、集計したものと内訳は作業内容(令和2年)

厚生労働省・都道府県労働局・労働基準監督署

安全対策ができているか、以下のチェックリストで確認ください

荷役作業の安全対策チェックリスト

(「陸上貨物運送事業における荷役作業の安全対策ガイドライン」より)

① 貴社の荷役場所を安全な状態に

- 荷の積卸しや運搬機械、用具等を使用するための十分な広さを確保している
- 十分な明るさで作業している
- 着時刻の分散など混雑緩和の工夫をしている
- 荷や資機材の整理整頓をしている
- 風や雨が当たらない場所で作業している

② 墜落、転倒、腰痛等の対策

- 墜落や転落を防ぐ対策をしている (手すりやステップ、墜落制止用器具取付設備(親綱等)の設置等)
- つまづきやすい、滑りやすい場所の対策をしている (床の段差・凹凸の解消、床面の防滑、防滑靴の使用等)
- 人力で荷を扱う作業では、できるだけ機械・道具を使用している

③ 陸運事業者との連絡・調整

- 荷役作業を行わせる陸運事業者には、事前に作業内容を通知している
- 荷役作業の書面契約をしている
- 配送先における荷卸しの役割分担を安全作業連絡書等で明確にしている
- 安全な作業を行えるよう余裕を持った着時刻を設定している

※ 上記は、同ガイドラインに示している事項のうち主要なものを記載しています。詳細についてはガイドライン本文を参照ください。

交通労働災害防止対策チェックリスト

(「交通労働災害防止のためのガイドライン」より)

荷主、元請事業者等による配慮

- 荷主、元請事業者等の事情での直前の貨物の増量による過積載運行を行わせていない
- 到着時刻の遅延が見込まれる場合、到着時刻の再設定やルート変更等を行っている
- 改善基準告示に違反し安全な走行ができない可能性が高い発注をしないようにしている
- 荷積み・荷卸し作業の遅延で予定時間に出発できない場合、到着時間を再設定し、荷役作業開始まで荷主の敷地内で待機できるようにしている

ご不明な点は、最寄りの都道府県労働局、労働基準監督署へお問い合わせください。

自動車運転者の労働時間等の改善のための基準(改善基準告示)に関する資料はこちらを参照 → https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudoukijun/gyosyu/roudoujouken05/index.html



賃金引上げに向けた取り組みをお願いします 賃金引上げ特設ページ、最低賃金特設サイトを開設！



政府においては、成長と分配の好循環を実現するため、地域経済の雇用を支える中小企業等が適切に価格転嫁を行い、適正な利益を得られるよう、「パートナーシップによる価値創造のための転嫁円滑化施策パッケージ」に基づき、環境整備を行っています。

また、賃上げの流れを継続・拡大していくため、賃上げが高いスキルの人材を惹きつけ、企業の生産性を向上させ、それが更なる賃上げを生むという「構造的な賃上げ」を実現するため、賃金引上げに踏み出す中小企業への支援策の強化などの取組を行っています。

つきましては、事業主の皆様におかれましても、賃金引上げに向けた環境整備の取組が進められていることや社会的にも賃金引上げが求められていることをご理解いただき、労使で話し合っていただくなどして、労働者の賃金引上げについてご検討いただくようお願いします。

事業主の皆様へ

賃金引き上げ特設ページを開設！

詳しくはこちら →

賃金引き上げを実施した企業の取組事例や、各地域における平均的な賃金額がわかる検索機能など、賃金引上げに向けた各種支援策等の情報を掲載しています。是非ご利用ください。

<https://www.saiteichingin.info/chigin/>

正社員もアルバイトも！

知っていますか？ 自分の最低賃金

働くすべての人と雇う人ためのルールだよ。

最低賃金のごと詳しくはこちら →

最低賃金、中小企業の賃金引き上げを支援する業務改善助成金等の情報を掲載しています。

<https://pc.saiteichingin.info/>

「パートナーシップによる価値創造のための転嫁円滑化施策パッケージ」に基づく各省庁における取組については、こちらをご参照ください。 → https://www.cas.go.jp/jp/seisaku/atarashii_sihonsyugi/partnership/index.html

